

# 平成27年第9回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年7月30日(木) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	林原浩子	2番	湊谷紀子	3番	金田吉人
4番	山根 浩	5番	伊澤百子		

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言 ( 時 分)

2. 議事日程の報告

- 日程第 1 会議時間の決定  
自 時 分 至 時 分
- 日程第 2 教育長報告並びに連絡事項
- 日程第 3 議案第1号 大山町総合教育会議の運営に関する規則の制定について
- 日程第 4 議案第2号 大山町公民館規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第3号 大山町社会教育委員の解嘱について
- 日程第 6 議案第4号 大山町社会教育委員の委嘱について
- 日程第 7 議案第5号 大山町公民館運営審議会委員の解嘱について
- 日程第 8 議案第6号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第7号 教科書採択について
- 日程第10 議案第8号 指定学校の変更について
- 日程第11 協議 (1) 総合教育会議について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 ( 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
6 月 27 日	土	移動フォーラム大山(大山ビューハイツ)
28 日	日	家庭教育講演会(大山環境改善センター)
30 日	火	名和小学校計画訪問、六長合同会議
7 月 1 日	水	西部町村教育広域連携事業先進地視察(北海道長沼町、中札内村、浦幌町:~3日)
4 日	土	テメキュラ市訪問団オリエンテーション(名和公民館)
6 日	月	管理職会議
7 日	火	「社会を明るくする運動」西伯郡研究大会(保健福祉センターなわ)
10 日	金	鳥取県市町村教育委員会研究協議会総会並びに研修会(倉吉市)
13 日	月	地方創生事業及び集落支援員体制に関する協議
14 日	火	大山町所子伝統的建造物群保存審議会、西部視聴覚ライブラリー運営委員会(米子市役所淀江支所)
15 日	水	大山きゃらぼく保育園計画訪問、みんなの人権セミナー(人権交流センター)
16 日	木	大山町青少年育成指導委員委嘱書交付式、西部地区社会教育協議会常任委員会(日南町)
17 日	金	鳥取県スポーツ課来庁(冬季国体について)
23 日	木	西伯郡小学校水泳大会(伯耆町)
24 日	金	大山町文化財保護審議会、テメキュラ市訪問団出発前挨拶、西部町村議会正・副議長、局長合同研修会(所子重要伝統的建造物群保存地区視察)
27 日	月	テメキュラ市訪問団出発(~8/7)
28 日	火	大山口列車空襲慰霊祭並びに平和祈念の集い(大山公民館)、大山町教育振興会小・中合同研修会(大山中学校)、大山町総合文化祭第1回実行委員会
30 日	木	定例教育委員会、総合教育会議

## 今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
7 月 31 日	金	県学校給食会学校給食用物資展示会(倉吉市)、管理職会総会(米子市)

※ 8月4日(火) 市町村教育委員研修会(セントパレス倉吉)

議案第1号

大山町総合教育会議の運営に関する規則の制定について

大山町総合教育会議の運営に関する規則を次のように定める。

平成27年 7月30日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 7月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町総合教育会議の運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき大山町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町長
- (2) 教育委員会

(会議)

第3条 町長は次の各号に掲げる事項について協議又は調整するため、総合教育会議を招集する。

- (1) 大山町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある  
とみこまれる場合等の緊急の場合に講ずべき施策

(招集等)

第4条 前条に規定する総合教育会議の招集及び法第1条の4第7項に規定する議事録の作成並びに公表については、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第5条 この規則及び法に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第2号

大山町公民館規則の一部改正について

大山町公民館規則の一部を次のように改正する。

平成27年 7月30日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年 7月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町公民館規則の一部を改正する規則

大山町公民館規則（平成17年大山町教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

※減免の理由	ア 大山町公民館規則第23条第1号該当
	イ 同規則第23条第2号該当
	ウ 同規則第23条第3号該当

を「

※減免の理由	ア 大山町公民館規則第21条第1号該当
	イ 同規則第21条第2号該当
	ウ 同規則第21条第3号該当

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号

大山町社会教育委員の解嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり解嘱するものとする。

平成27年7月30日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町社会教育委員解嘱者  
別紙のとおり
- 2 解嘱事由  
別紙のとおり
- 3 解嘱年月日 平成27年7月30日

議案第4号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年7月30日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町社会教育委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 委員欠員による補充
- 3 委嘱年月日 平成27年7月30日
- 4 任 期 平成27年7月30日から平成29年3月31日まで

議案第5号

大山町公民館運営審議会委員の解嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱するものとする。

平成27年7月30日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員解嘱者  
別紙のとおり
- 2 解嘱事由  
別紙のとおり
- 3 解嘱年月日  
平成27年7月30日

議案第6号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成27年7月30日 提出  
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決  
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由 委員欠員による補充
- 3 委嘱年月日 平成27年7月30日
- 4 任期 平成27年7月30日から平成29年3月31日まで



議案第7号

教科書採択について

教科書採択について、次のとおり採択するものとする。

平成27年7月30日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤百子

記

1. 別紙のとおり

議案第8号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成27年7月30日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年7月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 指定学校変更の申立て1件（詳細別紙） 認定件数 件